

新型コロナウイルス感染症特別貸付に係る特別利子補給制度

申請の手引き

独立行政法人中小企業基盤整備機構

新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局

目 次

	ページ番号
1. 用語、略語の定義	
(1) 本手引きで使用する用語、略語の定義	1
2. 事業の概要	
(1) 事業の目的	3
(2) 事業の概要	3
3. 助成対象貸付	
(1) 助成対象となる貸付制度	4
(2) 助成対象となる貸付の上限額	4
4. 助成対象者	
(1) 助成対象者の要件	5
5. 本事業の全体の流れ	
(1) 本事業の全体の流れ	8
6. 申請	
(1) 申請書類の入手方法	9
(2) 提出する申請書類	9
(3) 申請方法	9
(4) 申請期限	10
(5) 申請書類を作成するために使用した資料の保管	10
(6) 申請書類または事務局宛て専用封筒を紛失した場合	10
7. 審査	
(1) 受理	11
(2) 審査	11
(3) 助成金額の算定	11
8. 交付	
(1) 交付決定の通知	12
(2) 助成金の交付	12

目 次

	ページ番号
9. 助成期間中の管理（申請内容に変更があった場合）	
（1）事務局に届け出が必要となる変更	13
（2）「申請内容変更届」の記入方法	13
（3）交付決定前に変更があった場合	13
10. 助成期間中の管理（助成対象者が変更した場合）	
（1）事務局に申請が必要となる変更	15
（2）事務局に申請が不要な変更	15
（3）「助成対象者変更申請書」の記入方法	16
（4）交付決定前に変更があった場合	16
（5）受理及び審査	16
（6）審査結果の通知	16
（7）事務局が助成対象者の変更を認めない場合	17
（8）事務局から変更申請書の提出を要請する場合	17
（9）事務局から変更申請書の提出の要請後、期限内に提出がなかった場合	17
11. 助成期間中の管理（法の定めにより利子の支払いが不能になった場合）	
（1）法の定めにより利子の支払いが不能になった場合	19
12. 助成期間中の管理（交付決定の取消し事項に該当した場合）	
（1）交付決定の取消し事項に該当した場合	20
（2）返還金及び加算金の納付手続き	20
（3）返還金を納付期限までに納付しなかった場合	20
13. 助成終了（助成金額の確定）	
（1）助成終了事項	21
（2）助成金額の確定	21
（3）交付した助成金額と確定した助成金額とに差異が生じた場合	21
14. 助成終了（交付した助成金額が確定した助成金額を上回った場合）	
（1）交付した助成金額が確定した助成金額を上回った場合	22
（2）返還金の納付手続き	22
（3）返還金を納付期限までに納付しなかった場合	22

目 次

15. 助成終了（交付した助成金額が確定した助成金額を下回った場合）	ページ番号
（1）交付した助成金額が確定した助成金額を下回った場合	23
（2）助成金の追加交付	23
16. お問い合わせ・連絡先	
（1）お問い合わせ・連絡先	24

1. 用語、略語の定義

(1) 本手引きで使用する用語、略語の定義

1. 本事業：「新型コロナウイルス感染症特別貸付に係る特別利子補給制度」に基づき、一定の要件のもと、貸付に係る利子の支払に相当する額を助成すること。
2. 事務局：「新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局」のこと。独立行政法人中小企業基盤整備機構から委託を受け、本事業を遂行する者のこと。
3. 助成金：本事業により支給される貸付に係る利子の支払いに供する資金のこと。利子補給金のこと。
4. 助成金額：助成金の金額のこと。
5. 助成期間：交付決定を受けてから助成が終了するまでの期間のこと。
6. 交付：（助成金を）支給すること。
7. 交付決定：事務局が申請者を助成の対象者として認め、助成金を支給することを決めたこと。
8. 助成対象者：助成の対象となる者または対象となった者のこと。
9. 申請者：助成対象者のうち、助成を受けるために申請を行う者または申請を行った者のこと。
10. 交付対象者：助成対象者のうち、交付決定を受けた者のこと。
11. 日本公庫：「株式会社日本政策金融公庫」のこと。このうち、中小企業事業を「中小事業」、国民生活事業を「国民事業」という。
12. 沖縄公庫：「沖縄振興開発金融公庫」のこと。
13. 商工中金：「株式会社商工組合中央金庫」のこと。
14. 日本政策投資銀行：「株式会社日本政策投資銀行」のこと。
15. 公的金融機関：上記 11 から 14 の金融機関の総称。
16. 新型コロナ特別貸付：公的金融機関が定める助成対象となる貸付制度の総称。
17. 対象貸付：新型コロナ特別貸付のうち、交付決定を受けた対象の貸付のこと。交付対象者が公的金融機関から受けた貸付のこと。

18. 貸付を受けた公的金融機関：助成対象者が対象貸付を受けた特定の金融機関のこと。
19. 申請書：「特別利子補給助成金交付申請書及び請求書」（様式1）のこと。
20. 申請書類：申請のために必要となる書類の総称。具体的には、申請書、誓約・同意書、申告書を合わせたもののこと。
21. 債務者：貸付を受けた者または受けている者のこと。
22. 旧債務者：債務者が変更した場合において、変更前の債務者のこと。
23. 新債務者：債務者が変更した場合において、変更後の債務者のこと。
24. 貸付引受：旧債務者が対象貸付を新債務者に譲渡し、新債務者及び債権者が当該譲渡を認める行為。
25. 約定返済：貸付契約に定めた通りに返済をすること。
26. 約定外返済：貸付契約に定めていない返済をすること。繰上げ返済のこと。
27. 期限の利益の喪失：貸付契約に定めた返済期限が到来するまで債務を履行しなくてもよいという債務者の利益が失われること。すなわち、債権者が債務者に対して、債務の履行を請求することができることをいう。
28. 変更届：「申請内容変更届」のこと。
29. 変更申請書：「助成対象者変更申請書」のこと。

2. 事業の概要

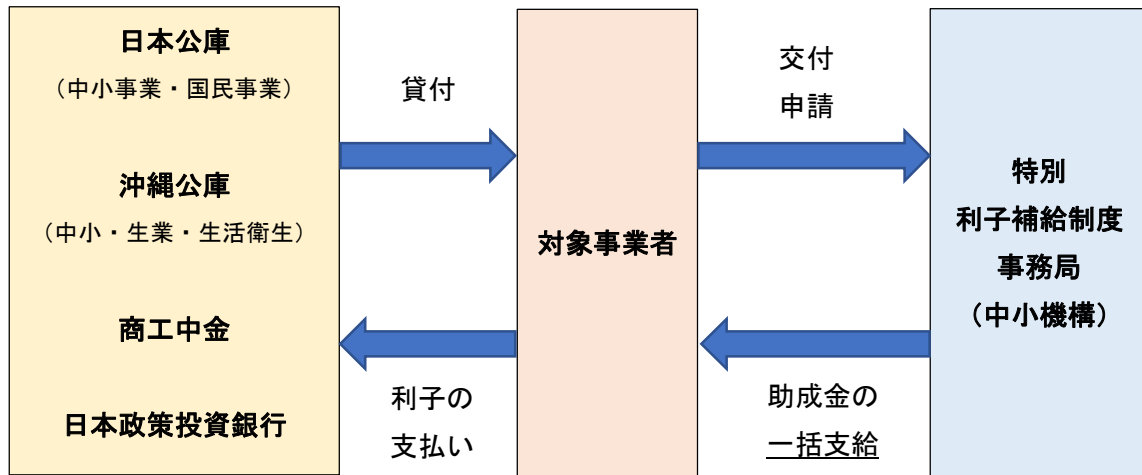
(1) 事業の目的

本事業は、一定の要件のもと、公的金融機関による新型コロナ特別貸付を実質的に無利子化することで、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少している事業者の一層の資金繰りを支援することを目的としています。

(2) 事業の概要

事務局は、新型コロナ特別貸付の実質的な無利子化を実現するため、事業者が貸付を受けた日から起算して最長3年間にあたる利子相当額を一括で助成します。

助成を受けた事業者は、受領した助成金（利子補給金）を、当該貸付に係る利子の支払いに充ててください。



3. 助成対象貸付

(1) 助成対象となる貸付制度

以下の公的金融機関の貸付制度を助成対象とします。

日本公庫 (中小事業)	・新型コロナウイルス感染症特別貸付
日本公庫 (国民事業)	・新型コロナウイルス感染症特別貸付 ・生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付 ・小規模事業者経営改善資金（マル経）（新型コロナウイルス感染症関連） ・生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付（衛経）（新型コロナウイルス感染症関連）
沖縄公庫 (中小企業資金)	・新型コロナウイルス感染症特別貸付
沖縄公庫 (生業資金)	・新型コロナウイルス感染症特別貸付 ・小規模事業者経営改善資金貸付（マル経）（新型コロナウイルス感染症関連） ・沖縄雇用・経営基盤強化資金貸付（沖経）（新型コロナウイルス感染症関連）
沖縄公庫 (生活衛生資金)	・新型コロナウイルス感染症特別貸付 ・生活衛生関係営業経営改善資金貸付（衛経）（新型コロナウイルス感染症関連）
商工中金	・新型コロナウイルス感染症特別貸付 ※中小企業向け制度に限る
日本政策投資銀行	・危機対応業務（危機対応融資）

(2) 助成対象となる貸付の上限額

以下の貸付額を上限として、貸付に係る利子相当額を助成します。

日本公庫（中小事業）	2億円
（国民事業）	4,000万円
沖縄公庫（中小企業資金）	2億円
（生業資金及び生活衛生資金）	4,000万円
商工中金	2億円※
日本政策投資銀行	2億円※

※商工中金と日本政策投資銀行の限度額は合算で2億円となります

4. 助成対象者

(1) 助成対象者の要件

助成対象者は、次の ① ～ ⑥ の要件のすべてを満たす方であることとします。

- ① 助成対象となる新型コロナ特別貸付を受けた事業者であること。
- ② 事業規模ごとに定められた売上高の要件を満たしていること。

	事業規模※ 1	売上高減少率の要件
i	事業性のあるフリーランス	要件なし
ii	小規模企業者 (個人事業主)	要件なし
iii	小規模企業者 (法人事業主)	新型コロナ特別貸付の申込を行った際の最近 1 か月、その翌月、その翌々月の売上高が、前年または前々年の同期と比較して 15%以上減少 ※ 2
iv	中小企業者等 (上記 i ii iii を除く事業者)	新型コロナ特別貸付の申込を行った際の最近 1 か月、その翌月、その翌々月の売上高が、前年または前々年の同期と比較して 20%以上減少 ※ 2

- ③ 誓約・同意書（別紙 1）に掲げる誓約内容及び同意事項を遵守することを誓約した者であること。
- ④ 本事業以外の新型コロナ特別貸付に係る利子補給の助成金の交付を受けていない者または受ける予定のない者であること。（ただし、本事業の対象外に係る部分の助成金を除く。）※ 3
- ⑤ 補助金等指定停止措置または指名停止措置が講じられていない者であること。
- ⑥ 反社会的勢力（独立行政法人中小企業基盤整備機構反社会的勢力対応規程（平成 23 年 3 月 1 日規程 22 第 37 号）第 2 条※ 4 に規定する反社会的勢力を言い、そのうち

暴力団員については、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。以下同じ。)に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと及び反社会的勢力と関係を持つ意思がないことを確約する者であること。

※1 事業規模

日本標準産業分類（中分類）によって分類される業種ごとに、常時使用する従業員数に応じて、判定されます。詳細は「申告書（別紙2）の記入方法」をご参照ください。

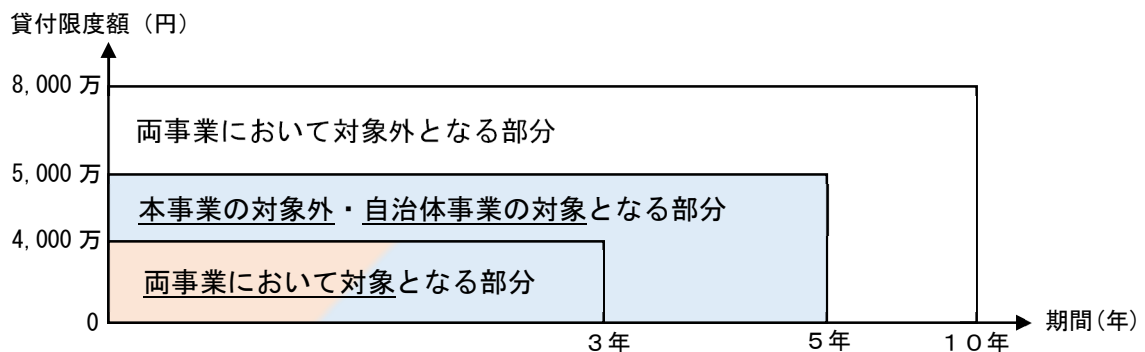
※2 売上高の要件

業歴が1年1か月以上か未満かによって、売上高減少率の算出方法は異なります。詳細は「申告書（別紙2）の記入方法」をご参照ください。

※3 本助成金以外の新型コロナ特別貸付に係る利子補給助成金

本事業とは異なる利子補給事業（自治体が独自に制定する利子補給事業等）から助成金の交付を受けた、または受ける予定である場合、本事業の申請はできません。ただし、本事業の対象外にあたる部分の助成金である場合を除きます。

- 例 日本公庫国民事業から新型コロナ特別貸付8,000万円（期間10年）を受け、自治体が独自に制定する利子補給事業を受ける場合
- ・本事業が対象とする助成金の対象：貸付限度額4,000万円、助成期間3年間
 - ・自治体が対象とする助成金の対象：貸付限度額5,000万円、助成期間5年間



本事例における自治体の利子補給事業は、本事業の対象となる部分も助成対象としているため、当該自治体から助成を受ける場合、本事業の申請は不可。
ただし、本事業の対象外となる部分のみ助成を受ける場合、本事業の申請は可。

※4 独立行政法人中小企業基盤整備機構反社会的勢力対応規程（抄）

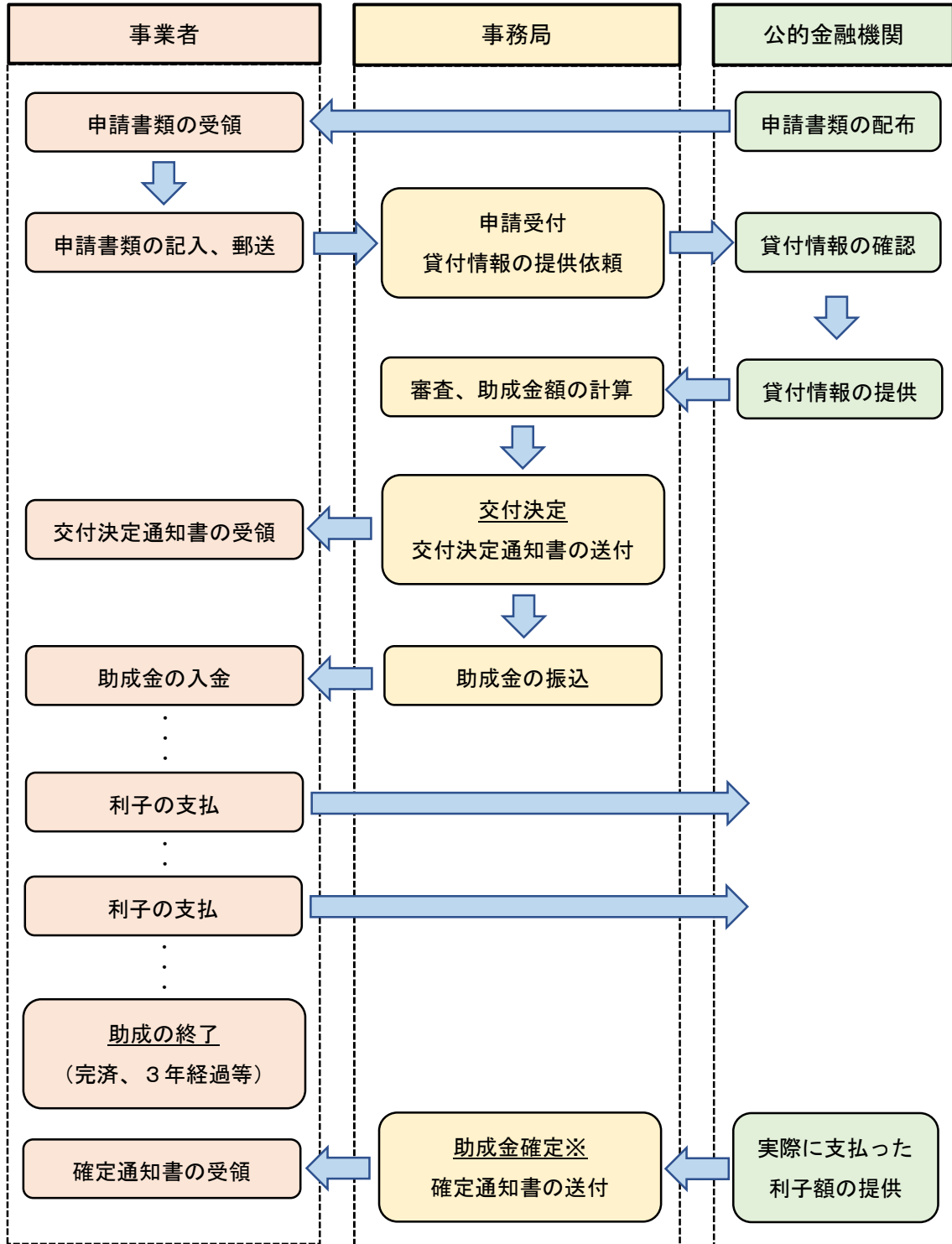
（定義）

第2条 この規程において反社会的勢力とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 二 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 三 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）
- 四 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
- 五 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- 六 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- 七 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを持ち、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
- 八 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること
 - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること
 - ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
 - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ホ その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

5. 本事業の全体の流れ

(1) 本事業の全体の流れ



※交付した助成金と実際に支払った利子額に差異があった場合は、助成金の返還や追加交付の手続きがあります。

6. 申請

(1) 申請書類の入手方法

申請書類及び事務局宛て専用封筒は、貸付を受けた公的金融機関等より、手交もしくは郵送により配布されます。

(2) 提出する申請書類

提出する申請書類は、以下の3種類となります。

	提出書類
①	(様式1) 特別利子補給助成金交付申請書及び請求書
②	(別紙1) 誓約・同意書
③	(別紙2) 申告書 <u>(下記のうち、いずれか1枚をご提出ください。)</u> A. 業歴1年1か月以上の法人の方 B. 業歴3か月以上1年1か月未満の法人等の方 C. 業歴1年1か月以上の個人事業主の方 D. 業歴3か月以上1年1か月未満の個人事業主等の方

上記以外の書類を事務局に提出して頂く必要はありません。また、事務局に提出した書類は、原則、返却されません。提出した申請書類の控えが必要である場合は、恐れ入りますが、申請者ご自身で、コピーを取ってください。

(3) 申請方法

申請書類に必要事項を記入の上、事務局宛て専用封筒に封入し、投函してください。(切手を貼付する必要はございません。)

なお、電子申請は現在準備中です。準備ができましたら、ご案内させていただきます。

(4) 申請期限

申請期限は令和3年12月31日(金)(当日消印有効)となります。

(5) 申請書類を作成するために使用した資料の保管

申請書類を作成するために使用した資料(業種、常時使用する従業員数、月別売上高等の根拠となる資料)は、申請日から10年間保管してください。事務局等は、必要に応じて、当該資料の提示を求める場合があります。

(6) 申請書類または事務局宛て専用封筒を紛失した場合

申請書を紛失した場合は、貸付を受けた公的金融機関にお問い合わせください。(特別利子補給制度ホームページでダウンロードできません。)ただし、商工中金より貸付を受けている方は、事務局までお問合せください。

誓約・同意書、申告書を紛失した場合は、特別利子補給制度ホームページに様式が掲載されていますので、プリントアウトしてご使用ください。

事務局宛て専用封筒を紛失した場合は、申請書類を任意の封筒に封入し、下記の郵送先までご郵送ください。(恐れ入りますが、郵送料(切手)は申請者負担でお願いします。)

【申請書類の郵送先】

新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局

〒270-1176

千葉県我孫子市柴崎台 1-14-1 富士ソフトビル2F

電話番号：0570-060515 (平日・土日祝日 9時~17時)

7. 審査

(1) 受理

事務局は、提出を受けた申請書類について不備や不足がないかを確認し、不備や不足がないことを認めた場合、申請書類を受理します。

申請書類に不備や不足、確認事項がある場合、事務局は申請者へ連絡をさせていただきます。その際、申請書類の再提出を求める場合があります。

(2) 審査

事務局は、受理した申請書類について、申請内容が要件を満たしているかを審査します。申請内容を審査するために、事務局は申請者に対して、電話や電子メールでの問い合わせや資料提出の依頼、現地訪問による調査等を実施する場合があります。

(3) 助成金額の算定

事務局は、貸付を受けた公的金融機関から貸付に関する情報の提供を受け、当該情報をもとに、助成金額を算定します。算定方法は、公的金融機関の定める算定方法に基づいているものとして、中小企業庁が指定した計算式によるものとします。

8. 交付

(1) 交付決定の通知

事務局は、審査の結果、要件を満たしていると認めた申請者に対して、「交付決定通知書」により、交付決定の旨及び助成金額を通知します。要件を満たしていない申請者に対しては、「不交付決定通知書」により、不交付決定の旨を通知します。

(2) 助成金の交付

事務局は、申請書に記入された振込先金融機関の口座名義宛てに振込の方法で、助成金を交付します。交付対象者は、受領した助成金を対象貸付に係る利子の支払いにのみ充当して
ください。

◆注意事項◆

受領した助成金を対象貸付に係る利子の支払いに充当せず、別の用途に流用した場合は、交付決定の取消し処分の対象となりますので、ご注意ください。

9. 助成期間中の管理（申請内容に変更があった場合）

（1）事務局に届け出が必要となる変更

助成期間中、以下のいずれかの変更があった場合は、「申請内容変更届」を作成し、速やかに、郵送により事務局に提出してください。「申請内容変更届」は、特別利子補給制度ホームページに掲載してありますので、プリントアウトしてご使用ください。

【 届け出が必要となる変更事項 】

- a. 氏名、商号又は名称を変更した場合
- b. 法人である場合における代表者を変更した場合
- c. 住所、電話番号又はメールアドレスを変更した場合

（2）「申請内容変更届」の記入方法

「申請内容変更届」は、商業登記簿謄本や印鑑証明書、住民票等の客観的に確認することができる資料に基づき、正確に記入してください。なお、当該資料を事務局に提出する必要はありませんが、事務局は、変更内容を確認するため、連絡をさせて頂く場合がございます。

（3）交付決定前に変更があった場合

申請書類の提出から交付決定の前に変更があった場合も、変更届を事務局に提出してください。この場合、変更届の交付決定日を記入する欄は、未記入としてください。

◆注意事項◆

変更があったにも関わらず事務局に届け出がない場合、助成金額の確定や返還、追加交付等の手続きの遅れの原因となりますので、必ず届け出てください。

例 株式会社中小機構は、令和2年9月1日付けの交付決定通知書を受領した後、
令和2年10月15日に、以下の変更があった場合。

変更箇所	変更前	変更後
代表者	中小 太郎	中小 花子
住所	東京都港区虎ノ門〇-〇-〇 ××ビル	東京都港区虎ノ門□-□-□ △△ビル2F
電話番号	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	03-××××-××××

(様式11)

令和 2 年 1 0 月 2 0 日

(独) 中小企業基盤整備機構 理事長 殿
(特別利子補給制度事務局宛)

現在(変更後)の情報をご記入ください

(申請者)

〒	1 0 4 - 0 0 0 0	(建物名)
住所	東京 都 道 港 市 区 虎ノ門 □-□-□	△△ビル2F
法人名	株式会社中小機構	代表者名
商号又は名称 (ゴム印可)		自署 (ゴム印不可)
電話番号 (携帯電話可)	03 - ×××× - ××××	E-mail
		chushokiko@**.co.jp

申請内容変更届

(新型コロナウイルス感染症特別貸付に係る特別利子補給制度)

当社又は私は、令和 2 年 9 月 1 日 ※付で交付決定を受けた申請又は現在交付申請中の内容を次のとおりに変更するため、届出を行います。

※交付決定日を枠内にご記入ください。

交付決定通知書の日付をご記入ください

変更事項 ↓ (変更となる項目に○)	変 更 前 (変更事項のみご記入ください。)	変 更 後 (変更事項のみご記入ください。)
氏名、商号又は名称		
○ 代表者名	中小 太郎	中小 花子
○ 住所	東京都港区虎ノ門〇-〇-〇 ××ビル	東京都港区虎ノ門□-□-□ △△ビル2F
○ 電話番号	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	03-××××-××××
メールアドレス		

10. 助成期間中の管理（助成対象者が変更した場合）

（1）事務局に申請が必要となる変更

助成期間中、対象貸付の第三者引受や相続等によって、対象貸付の債務者が変更した場合は、旧債務者と新債務者と連名で、「助成対象者変更申請書」を作成し、速やかに、郵送により事務局に提出してください。「助成対象者変更申請書」は、特別利子補給制度ホームページに掲載してありますので、プリントアウトしてご使用ください。

【 申請が必要となる変更事項 】

- ・対象貸付の債務者が、第三者に変更した場合

< 具体例 >

第三者による貸付引受、法人（個人）成りに伴う貸付引受、相続 等

（2）事務局に申請が不要な変更

助成対象者が変更した場合のうち、次の①～③の要件のすべてを満たす場合、助成対象者としての地位は、旧債務者から新債務者に当然に承継されると解されるため、変更申請書を事務局に提出する必要はありません。

【 申請が不要となる3要件 】

- ① 新債務者が旧債務者の保有する資産や負債、地位等のすべてを承継した場合
- ② ①に係る承継が新債務者の単独によるものである場合
- ③ ①に係る承継と同時期に旧債務者が消滅した場合

< 具体例 >

旧債務者を単独で吸収する合併、旧債務者が消滅する新設合併

なお、申請が不要な変更であっても、法人名や商号又は名称、代表者名等の届け出が必要となる変更があった場合は、「9. 助成期間中の管理（申請内容に変更があった場合）」に

従い、「申請内容変更届」を郵送により事務局に提出してください。

(3) 「助成対象者変更申請書」の記入方法

「助成対象者変更申請書」は、商業登記簿謄本や印鑑証明書、住民票等の客観的に確認することができる資料に基づき、正確に記入してください。なお、当該資料を事務局に提出する必要はありませんが、事務局は、申請内容を審査するために、旧債務者または新債務者に対して、電話や電子メールでの問い合わせや資料提出の依頼、現地訪問による調査等を実施する場合があります。

(4) 交付決定前に変更があった場合

申請書類の提出から交付決定の前に変更があった場合も、変更申請書を事務局に提出してください。この場合、変更申請書の交付決定日を記入する欄は、未記入としてください。

(5) 受理及び審査

事務局は、変更申請書の提出を受け、不備や不足がないことを認めた場合はこれを受理し、新債務者が助成対象者の要件を満たすかを審査します。

なお、変更申請における助成対象者の要件とは、「4. (1) 助成対象者の要件」にて定める要件のことを指します。(ただし、②の要件を除きます。)

(6) 審査結果の通知

事務局は、審査の結果、変更を認める場合、旧債務者と新債務者の双方に対して、「助成対象者変更承認通知書」により、助成対象者の変更を認める旨を通知します。このとき、新債務者は、旧債務者から助成対象者としての地位を承継することができます。

事務局は、審査の結果、変更を認めない場合、旧債務者と新債務者の双方に対して、「助

成対象者変更不承認通知書」により、助成対象者の変更を認めない旨を通知します。このとき、新債務者は、旧債務者から助成対象者としての地位を承継することができません。

(7) 事務局が助成対象者の変更を認めない場合

事務局が助成対象者の変更を認めない場合、対象貸付は完済したものとして、債務者が変更した日を助成期間の終了日とし、本事業の助成は終了します。助成終了後の手続きについては、「13. 助成終了（助成金額の確定）」をご参照ください。

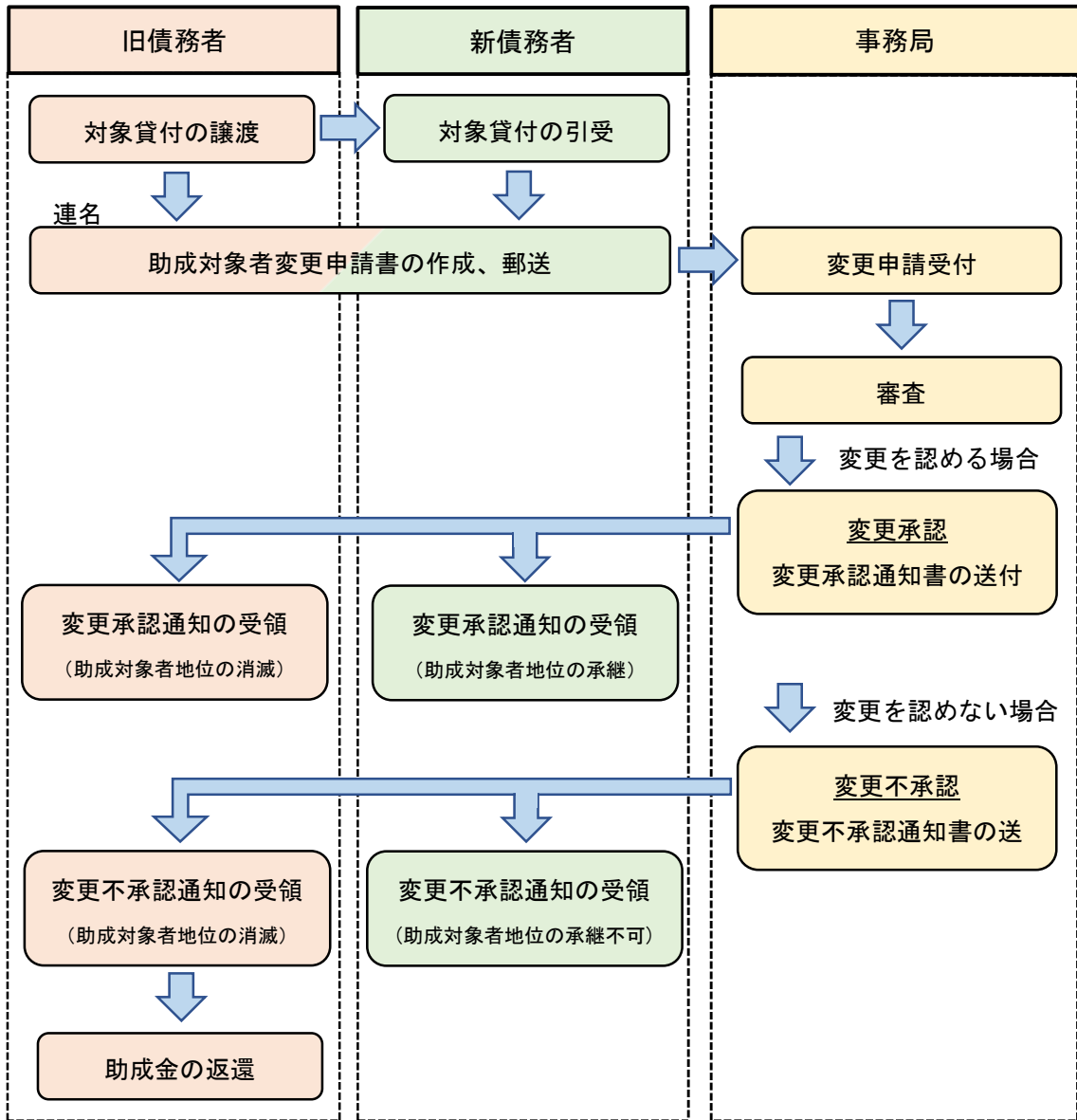
(8) 事務局から変更申請書の提出を要請する場合

申請が必要となる変更があったにも関わらず事務局に申請がない場合、事務局は貸付を受けた金融機関から情報を得て、旧債務者に対して、変更申請書を提出するように要請することがあります。

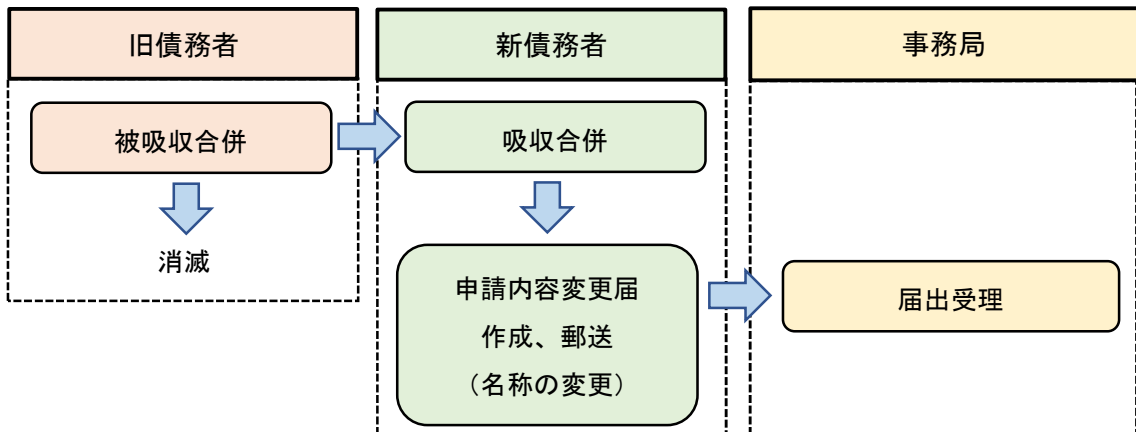
(9) 事務局から変更申請書の提出の要請後、期限内に提出がなかった場合

事務局から変更申請書の提出の要請があった日から30日を経過してもなお、変更申請書の提出がない場合、対象貸付は完済したものとして、債務者が変更した日を助成期間の終了日とし、本事業の助成は終了します。助成終了後の手続きについては、「13. 助成終了（助成金額の確定）」をご参照ください。

<参考1>対象貸付の引受の場合のフロー



<参考2>吸収合併（すべての資産、負債、地位等を承継）、法人名変更の場合のフロー



1 1. 助成期間中の管理（法の定めにより利子の支払いが不能になった場合）

（1）法の定めにより利子の支払いが不能になった場合

交付対象者が、法の定めにより対象貸付に係る利子の支払いが不能になった場合は、法の定めに従い、法の定める様式及び方法で、事務局に通知してください。

【 法の定めによって対象貸付の利子の支払いが不能になる例 】

- a. 破産法に基づく破産手続開始決定
- b. 民事再生法に基づく再生手続開始決定
- c. 会社更生法に基づく更生手続開始決定
- d. 会社法に基づく特別清算の開始決定
- e. 上記の他、法令等により、対象貸付の利子の支払いが不能になる例

◆注意事項◆

法の定めにより対象貸付に係る利子の支払いが不能になったことで、期限の利益を喪失した場合、期限の利益を喪失したことを事務局に報告する必要はありません。事務局は、貸付を受けた公的金融機関から、交付対象者が期限の利益を喪失したことについて、報告を受けます。詳細は、「1 3. 助成終了（助成金額の確定）」をご参照ください。

12. 助成期間中の管理（交付決定の取消し事項に該当した場合）

（1）交付決定の取消し事項に該当した場合

交付対象者が、以下のいずれかの事項に該当する場合、または該当することが明白である場合、事務局は交付決定の全部または一部を取り消すことができるものとします。なお、本取り扱いは、助成終了後であっても、適用されるものとします。

【 交付決定の取消し事項 】

- a. 交付決定に付した条件、法令、規則等、事務局の定め若しくは指示に違反した場合
- b. 故意に申請書類等を偽り、その他不正の手段により交付決定を受けた場合
- c. 交付決定の内容若しくは目的に反して助成金を使用した場合

（2）返還金及び加算金の納付手続き

事務局から交付決定の取消しを受けた者は、当該取消しに係る部分の助成金を事務局に返還しなければなりません。また、助成金を受領した日から助成金を返還した日までの期間に応じ、当該取消しに係る部分の助成金額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した加算金を事務局に納付しなければなりません。

事務局より返還金及び加算金の金額、納付方法、納付期限等について、通知があります。

（3）返還金を納付期限までに納付しなかった場合

返還金を納付期限までに納付しなかった場合は、当該期限の日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を事務局に納付しなければなりません。

事務局より延滞金の金額、納付方法、納付期限等について、通知があります。

◆注意事項◆

交付決定の取消しを受けた者は、不正内容の公表等を受けることや、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第29条」に基づき、5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金または両方に処せられる可能性があります。

13. 助成終了（助成金額の確定）

（1）助成終了事項

交付対象者が、以下のいずれかの事項に該当した場合、該当した日を助成期間の終了日として、本事業の助成は終了します。

【 助成終了事項 】

- a. 対象貸付を受けた日から起算して3年が経過した場合
- b. 対象貸付を完済した場合
- c. 対象貸付における期限の利益を喪失した場合

なお、交付対象者は、助成終了事項に該当したことを事務局に報告する必要はありません。事務局は、貸付を受けた公的金融機関から、交付対象者が助成終了事項に該当したことについて、報告を受けます。

（2）助成金額の確定

助成終了後、事務局は貸付を受けた公的金融機関から、交付対象者が助成期間中に実際に支払った利子の金額の報告を受けます。事務局は、当該利子の金額を助成金額として確定し、交付対象者に対して、「助成金確定通知書」により、確定した助成金額を通知します。

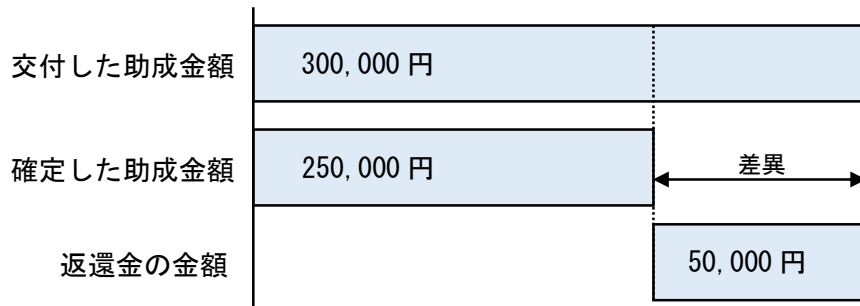
（3）交付した助成金額と確定した助成金額とに差異が生じた場合

助成期間中、対象貸付に条件変更や約定外返済等があった場合、交付した助成金額と確定した助成金額（＝実際に支払った利子の金額）とに差異が生じる場合があります。この場合、助成金の返還または追加交付の手続きが発生します。

14. 助成終了（交付した助成金額が確定した助成金額を上回った場合）

（1）交付した助成金額が確定した助成金額を上回った場合

交付した助成金額が確定した助成金額を上回った場合、交付対象者は、上回った部分の金額を事務局に返還しなければなりません。



（2）返還金の納付手続き

事務局は、助成金を返還しなければならない交付対象者に対して、納付書を郵送します。納付書には、返還金の金額、振込先金融機関の口座情報、納付期限等が記載されていますので、納付期限までに振込の方法で納付してください。（振込手数料は振込人負担となります。ご了承ください。）

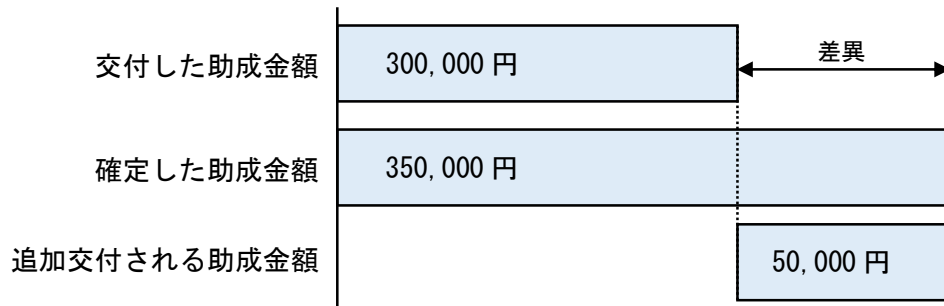
（3）返還金を納付期限までに納付しなかった場合

返還金を納付期限までに納付しなかった場合は、当該期限の日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を事務局に納付しなければなりません。延滞金に係る納付書は、事務局が郵送しますので、納付期限までに納付してください。

15. 助成終了（交付した助成金額が確定した助成金額を下回った場合）

（1）交付した助成金額が確定した助成金額を下回った場合

交付した助成金額が確定した助成金額を下回った場合、事務局は、下回った部分の金額を交付対象者に追加交付します。



（2）助成金の追加交付

事務局は、追加交付の対象となる交付対象者に対して、確定した助成金額とともに、追加交付する助成金額、助成金の交付口座等を通知します。

事務局は、当該通知後、助成金の交付口座宛てに振込の方法で追加交付します。なお、助成金の交付口座の情報は、申請書に当初記入された情報となりますので、口座情報に変更が生じている場合は、速やかに、事務局に連絡してください。

16. お問い合わせ・連絡先

(1) お問い合わせ・連絡先

新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度について、ご不明な点がございましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。また、本制度に係る各種申請、届け出、報告等については、下記住所まで郵送してください。

(お問い合わせ先・連絡先)

新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局

(コールセンター)

電話番号：0570-060515 (平日・土日祝日 9時～17時)

(書類送付先)

〒270-1176

千葉県我孫子市柴崎台 1-14-1 富士ソフトビル2F

新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局